こと。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

13　「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と当該共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑵　同意取得の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」、「その他経営の関与を目的とした議決権行使」等の同意取得の目的を記入すること。また、同意に基づき、共同で議決権を行使しようとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。

「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

「⑸　同意取得の相手方」欄は、届出者が相対による方法により同意取得をしようとする場合において記入すること。

14　「３　同意取得後の事業計画等」欄中「⑴　同意取得後の事業計画」欄には、同意取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑵　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

15　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

16　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

17　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄、「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄及び「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「同意取得の相手方との関係」において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

18　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権及び当該共同議決権行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

19　「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項第１号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、

ることとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）の保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権及び当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　「６　届出時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項第１号から第14号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権、当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有等をする議決権（すなわち、「２　同意取得しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

12　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）